入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和２年９月16日

国立大学法人琉球大学長　西田　　睦

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　47

○第１号

1　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　琉球大学（西普天間）病院新営その他工事

⑶　工事場所　沖縄県宜野湾市字新城大道原443―１他

⑷　工事概要　本工事は、病院（外来診療・病棟）（鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造及び鉄筋コンクリート造）地上14階塔屋２階　建築面積10,533㎡、延べ面積69,751㎡）の新営工事（昇降機設備工事を含む）を行うものである。なお、本工事に関連する電気設備工事及び機械設備工事については別途発注される予定である。

⑸　工期　令和６年６月28日まで。

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート約63,600㎥、鉄骨約9,200ｔ、鉄筋約7,200ｔ、板ガラス約2,600㎡

⑺　本工事は、工事施工について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」（以下、「技術提案書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。

⑻　本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、発注者が週休２日に取り組むことを指定する週休２日促進工事（発注者指定方式）である。

⑽　本工事は、競争参加申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札により行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（https://portal.ebid02.mext.go.jp/top/）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規定及び運用基準に基づき行う。電子入札システムにより難いものは、琉球大学長の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている２又は３社により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、琉球大学長から共同企業体としての競争参加資格の認定を受けていること。

⑴　国立大学法人琉球大学会計実施規程（以下「実施規程」という。）第14条第１項及び第２項の各号に該当しない者であること。

⑵　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算出した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が単体又は共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,000点）以上であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加者の再認定を受けていること。）

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　総合評価の評価項目に示す「工事全般の施工計画」の欠格に該当しないこと（入札説明書参照）。

⑸　平成17年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の要件を満たす施工実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

Ⅰ．単体又は共同企業体の代表者

次の①及び②の要件を満たす施工実績を有すること。なお、①及び②の施工実績は同一工事でもよい。

①　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の病院で、地上４階以上かつ延べ床面積20,000㎡以上の新営工事を施工した実績を有すること。

②　鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の病院、校舎、研究施設又は庁舎で、延べ床面積10,000㎡以上の新営工事を施工した実績を有すること。

Ⅱ．共同企業体の代表者以外の構成員

①鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の病院、校舎、研究施設又は庁舎で、延べ床面積7,000㎡以上の新営又は改修工事を施工した実績を有すること。

⑹　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑺　共同企業体の構成員の数は、２又は３社とする。

⑻　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。

⑼　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑽　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。

⑾　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成17年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記２⑸Ⅰ．①に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体にあっては、一者の監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑤　経常建設共同企業体の場合の上記２⑾②ただし書きの記述に該当する者についても、上記２⑾①に定める国家資格を有する監理技術者を専任で配置できること。

⑿　共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　代表者以外の構成員の配置予定技術者については上記２⑸に掲げる工事の経験を問わないこととする。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⒀　申請書、資料及び技術提案書の提出期限の日から開札の時までの期間に、琉球大学長及び文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置要領」という。）を受けていないこと。